

指定代理請求特約について

- ・ この冊子は、指定代理請求特約の内容および特約条項を記載したものです。
- ・ ご契約のしおり・約款とあわせて保存いただきますようお願いいたします。

【目次】

指定代理請求特約について	1 ページ
指定代理請求特約 特約条項	3 ページ



指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約とは保険金・給付金または年金（以下、「保険金など」といいます。）の受取人である被保険者が保険金などを請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金などの受取人の代理人として保険金などを請求することができる特約です。

1. この特約の対象となる保険金などについて

- この特約の対象となる保険金※などはつぎの範囲内となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被保険者が受取人に指定されている保険金など② 被保険者が受け取ることとなる保険金など③ 被保険者とご契約者が同一人である場合のご契約者が受け取ることとなる保険金など④ ①から③とともに支払われる金額⑤ 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除 |
|--|

※ 年金はご請求の際に一括での受取をお選びいただくこともできます。

2. 被保険者が保険金などを請求できない「特別な事情」について

- 「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合② 傷病名（当社が認めるものに限りです。）の告知を受けていない場合③ その他①および②に準じた状態である場合 |
|--|

3. 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、つぎのいずれかの要件を満たす方の中からあらかじめ指定いただいた方（1名のみ）となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被保険者の戸籍上の配偶者② 被保険者の直系血族③ 被保険者の3親等内の親族④ 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方⑤ 被保険者の財産管理を行なっている方⑥ 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含む）の受取人⑦ その他上記④から⑥までに掲げる方と同等の関係にある方 |
|--|

○ ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記①～⑦の範囲内で変更することができます。

○ ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。

○ 指定（変更）時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に上記の要件を満たしていないときは、指定代理請求人は請求をすることができません。

○ 指定代理請求特約を付加した後、つぎのいずれかに該当する場合は保険金などの受取人の戸籍上の配偶者など※が保険金などの受取人の代理人として保険金などを請求することができます。

<つぎのいずれかに該当する場合>

- 1. 指定代理請求人が指定されていない場合
- 2. 請求時において、指定代理請求人がすでに死亡している場合
- 3. 請求時において、指定代理請求人が上記①～⑦の要件を満たしていない場合
- 4. 指定代理請求人が傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合

※ つぎに定める方が保険金などの受取人の代理人として保険金などを請求することができます。

ア. 戸籍上の配偶者

イ. 上記ア. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合などには保険金などの受取人と同居または生計を一にしている3親等内の親族

ウ. 上記ア. およびイ. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合などには保険金などを請求すべき適当な理由があると当社が認めた方

4. 指定代理請求人が保険金などの請求をできない場合

- 故意に保険金などの支払事由を生じさせた者、または故意に保険金などの受取人である被保険者を保険金などが請求できない「特別な事情」に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。

5. 保険金などの受取人が法人の場合の取扱

- 保険金などの受取人が法人の場合には、指定代理請求人を指定することはできません。また、保険金などの受取人が法人に変更された場合には、指定代理請求人を指定しない変更が行なわれたものとして取り扱います。

6. 主約款などの代理請求に関する規定の不適用について（主約款などに代理請求に関する規定が定められている場合）

- この特約を付加する場合には、普通保険約款または特約条項に定められている代理請求制度はご利用いただけません。

7. 保険金などをお支払いした後の注意事項

- 当社がこの特約に基づき、保険金などをお支払いした場合には、その後受取人ご本人よりこの特約に基づき、お支払いした保険金などをご請求いただいても、重複してお支払いしません。

8. 解約について

- ご契約者はいつでもこの特約を解約することができます。

指定代理請求特約 目次

(この特約の内容)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 指定代理請求人への解除通知
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約を付加した場合の取扱
- 第8条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第9条 学資保障保険等に付加した場合の特則
- 第10条 生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則
- 第11条 共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則
- 第12条 会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第13条 会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第14条 主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第15条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則
- 第16条 遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
- 第17条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第18条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第19条 主契約に介護年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則

指定代理請求特約

(この特約の内容)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定または変更指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを主な目的とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除、年金の一括支払の請求およびその受領を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

1. 被保険者が受取人に指定されている保険金等
2. 被保険者が受け取ることとなる保険金等
3. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等
4. 前3号に定める保険金等とともに支払われる金額
5. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 (指定代理請求人の指定および変更指定)

- ① この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がされなかったものとみなします。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
 2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている者
 - イ. 被保険者の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、名称の如何を問いません。）の受取人
 - エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、保険契約者に書面により通知します。

第4条 (指定代理請求人等による保険金等の請求)

- ① 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定めるいずれかの事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
 2. 傷病名（会社が認めるものに限ります。）の告知を受けていない場合
 3. その他前2号に準じた状態である場合
- ② 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- ③ 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、第1号に該当するときは、第2号に定める者が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 1. つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - イ. 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - ウ. 指定代理請求人が指定されていない場合
 - エ. 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であ

ると会社が認めた場合

2. つぎの範囲内の者

ア. 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者

イ. 前ア. に該当する者がいない場合、または前ア. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と同居しまたはその受取人と生計を一にしている3親等内の親族

ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合、または前ア. およびイ. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者

- ④ 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
 - 1. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者
 - 2. 故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者
- ⑥ 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同じとします。

第5条（指定代理請求人への解除通知）

この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

- 1. 告知義務違反による解除
- 2. 重大事由による解除

第6条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、必要書類（別表）を提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に書面により通知します。

第7条（特約を付加した場合の取扱）

- ① この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。
- ② 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

第8条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

第9条（学資保障保険等に付加した場合の特則）

この特約をこども積立保険、こども積立保険（85）、こども積立保険（93）、学資保障保険、学資保障保険（85）、学資保障保険（93）、こども積立貯蓄保険、こども積立貯蓄保険（91）またはこども積立貯蓄保険（93）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 1. 第2条（特約の対象となる保険金等）第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
- 2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号の規定中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則）

この特約が生存給付金付特殊養老保険、生存給付金付特殊養老保険（86）、生存給付金付特殊養老保険（90）または生存給付金付特殊養老保険（93）に付加されている場合で、婚姻時の特別取扱により被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。この場合、保険契約者は新たに指定代理請求人を指定してください。

第11条（共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則）

この特約を共存給付金付連生定期保険（88）または共存給付金付連生定期保険（90）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の

同意を得て、」と読み替えます。

2. 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号および第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と、第3号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等」とあるのは「保険契約者が受け取ることとなる保険金等」と、第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
3. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎに定めるとおり取り扱います。

ア. 第1項本文および第1号をつぎのとおり読み替えます。

「① この特約を付加する場合、保険契約者は、第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約の被保険者1人につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

1. つぎの範囲内の者

ア. 第1被保険者または第2被保険者の戸籍上の配偶者

イ. 第1被保険者または第2被保険者の直系血族

ウ. 第1被保険者または第2被保険者の3親等内の親族」

イ. 第1項第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

ウ. 第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。

4. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

5. 第5条（指定代理請求人への解除通知）の規定中、「被保険者」とあるのは「第2被保険者」と読み替えます。

第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める変額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

- ③ この特約を夫婦年金特則を適用する申込をした主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項、第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。

4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。

- ④ この特約を付加した主契約に夫婦年金特則を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

- ⑤ この特約を夫婦年金特則を適用した主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第1項、第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。

4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。

5. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

- ⑥ この特約を付加した主契約に夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した場合には、第1項各号の規定を適用します。この場合、第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

- ⑦ この特約を夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した主契約に付加する場合には、第2項の規定を適用します。この場合、第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

み替えます。

第13条（会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める定額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。

第14条（主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約が付加された場合で、年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、年金支払に移行した部分について、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。
- ② この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（Ⅰ型）が付加された場合は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ③ 年金支払移行特約が付加された保険契約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、年金支払に移行した部分について第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。
- ④ 年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（Ⅰ型）が付加された保険契約にこの特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第15条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① 年金払定期保険特約が付加された保険契約にこの特約が付加された場合で、年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。
- ② 年金払定期保険特約が付加された保険契約の年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。

第16条（遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- ① 会社の定める遺族年金支払特約（以下「遺族年金支払特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 1. 遺族年金支払特約等による年金基金設定日以後、遺族年金受取人は、遺族年金支払特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 2. すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されないかぎり、遺族年金支払特約等による年金は、この特約の対象となる保険金等には該当しません。
- ② 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、遺族年金支払特約等による年金とします。」

2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- ① この特約を付加する場合、遺族年金受取人は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された遺族年金支払特約等につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 遺族年金受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 遺族年金受取人の直系血族
 - ウ. 遺族年金受取人の3親等内の親族
 2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、遺族年金受取人のために遺族年金支払特約等による年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 遺族年金受取人と同居または遺族年金受取人と生計を一にしている者
 - イ. 遺族年金受取人の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡一時金の受取人
 - エ. その他前ア. からウ. までに掲げる者と同等の関係にある者
- ② 遺族年金受取人は、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 遺族年金受取人は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、遺族年金受取人は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、遺族年金受取

人に書面により通知します。」

3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。
4. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。

第17条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
 2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
- ② この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。

第18条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合には、前条の規定を準用します。

第19条（主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護年金支払移行特約が付加された場合、介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護年金支払移行特約が付加された保険契約の介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ③ 前2項の規定は、この特約および年金払介護保障特約が付加された保険契約に準用します。

別表 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款または主特約条項に定める保険金等の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
2	指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。		

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦 1-1-1
お客様サービスセンター 0120-301-396
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

T&D 保険グループ

「T&D 保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&D フィナンシャル生命が引受保険会社となります。